

みやま市総合市民センター（仮称）管理運営計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 みやま市総合市民センター（仮称）基本計画に基づき、総合市民センター（仮称）に関する管理運営計画を策定するに当たり、広く市民や関係者等の意見を反映させるため、みやま市総合市民センター（仮称）管理運営計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）総合市民センター（仮称）の管理運営計画に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、総合市民センター（仮称）の管理運営に関して市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）文化芸術・スポーツ振興に関し識見を有する者
- （2）健康づくり、子育て・介護支援に関し識見を有する者
- （3）公募による市民
- （4）その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める所掌事務が終了するときまでとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前の会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（委員の責務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。